

X2 壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事

工 事 仕 様 書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

管理部 工務課

目 次

I. 一般事項

1. 工事名称	(No.1)
2. 工事目的	(No.1)
3. 適用範囲等	(No.1)
4. 図書の優先順位	(No.1)
5. 工事場所	(No.2)
6. 工期	(No.2)
7. 工事概要	(No.2)
8. 工事範囲及び区域	(No.2)
9. 別途工事	(No.2)
10. 支給品、貸与品	(No.2)
11. 一般事項	(No.2)
12. 施工体制台帳等の提出	(No.3)
13. 入札契約適正化法に基づく点検	(No.3)
14. 工事实績情報サービス (CORINS) の登録	(No.3)
15. グリーン購入法の推進	(No.3)
16. 建設副産物	(No.3)
17. リサイクル法	(No.3)
18. 疑義	(No.3)
19. 軽微な変更	(No.3)
20. 下請業者等	(No.4)
21. 工事用設備	(No.4)
22. 渉外事項	(No.4)
23. 安全衛生管理	(No.4)
24. 試験検査	(No.5)
25. 運転要領説明	(No.6)
26. 官公庁への手続き等	(No.6)
27. 保証	(No.6)
28. 検収	(No.6)
29. 提出図書	(No.6)
30. 放射線管理	(No.7)
31. 外国籍者の入構	(No.7)
32. その他	(No.7)
表 1 提出図書	(No.8)

II. 特記事項

.....	(No.9)
-------	--------

I. 一般事項

1. 工事名称

X2 壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事

2. 工事目的

重水素実験において発生する中性子線量の増加時に、本体室X2 壁外側における中性子線量を低減するため、X2 壁の計測ケーブル用の貫通口部に遮蔽壁を設置する。

3. 適用範囲等

(1) 適用範囲等

本仕様書は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という）が発注する「X2 壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事」に適用する。

本仕様書及び設計図に特記なき限り、以下に示す基準類(最新版)によるものとする。

(2) 適用法令

- ・建築基準法、建設業法、消防法、同施行令及び関係諸法規
- ・労働基準法、労働基準法施行規則、労働安全衛生法
- ・その他、関係法令、条例等

(3) 適用規格、基準

- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（各工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築(改修)工事標準仕様書（各工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針（各工事編）」
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築改修工事監理指針（各工事編）」
- ・日本建築学会「建築工事標準仕様書（JASS）」
- ・日本建築学会「鉄骨工事技術指針」（工場製作編、工事現場施工 編）
- ・日本建築学会「鉄筋コンクリート構造設計基準・同解説」
- ・日本建築学会「鋼構造許容応力度設計基準」
- ・日本産業規格（JIS）及び関係規格
- ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説」
- ・国土交通省住宅局建築指導課監修「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準及び同解説・同改修設計指針適用手引き」
- ・日本建築防災協会「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建物の耐震診断及び耐震改修指針・同解説」
- ・日本建築学会発行の各「基準、指針・同解説」
- ・その他、図面等に記載の基準類

4. 図書の優先順位

設計図書の優先順位は、原則として以下のとおりとする。

- (1) QST の文書による指示
- (2) 工事仕様書
- (3) 図面

(4) 本仕様書（3. 適用範囲等）に示す基準類

5. 工事場所

茨城県那珂市向山 801 番 1

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 JT-60 実験棟

6. 工期

自 契約日

至 令和 8 年 5 月 29 日

7. 工事概要

主要工種

建築工事

(1) 直接仮設工事 やりかた、墨出し、枠組本足場、メッシュ養生シート張、他

(2) 鉄筋コンクリート工事 鉄筋工事、コンクリート工事、型枠工事、鋼製型枠工事、ケミカルアンカー

(3) 防水・左官・塗装工事 取合いシーリング、コンクリート金ごて、EP 塗り

電気設備工事

該当なし

機械設備工事

該当なし

8. 工事範囲及び区域

工事範囲：図面、仕様書、内訳書に示す建築工事

区 域：非管理区域及び放射線管理区域(第 1 種:JT-60 実験棟本体室内)

9. 別途工事

JT-60SA 増力作業

10. 支給品、貸与品

工事用電力：構内指定場所より無償支給

工 事 用 水：構内指定場所より無償支給

工事用土地：無償 貸与

11. 一般事項

工事進捗に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般の準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。

QST の業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル（人身事故、火災等）を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、QST の通常業務にお

いて見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意し、その懸念がある場合には、作業方法について QST と綿密に協議すること。

今回の遮蔽壁設置工事は、工事可能な時期及び工事順序等について施設管理者等との事前協議調整が必要な工事である。

12. 施工体制台帳等の提出

本工事において、「建設業法第 24 条の 7 第 1 項」の規定に該当する場合は、施工体制台帳等を提出すること。

13. 入札契約適正化法に基づく点検

本工事において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき QST が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

14. 工事实績情報サービス（CORINS）の登録

本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、登録内容について事前に QST の確認を受けること。

15. グリーン購入法の推進

本工事において、使用する資材・製品及び建設機械については、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）に規定されるものの採用、使用に努力すること。

16. 建設副産物

- (1) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年建設省経建発第3号、平成14年改正）を遵守して行うこと。
- (2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承認を得た業者にて行うこと。QSTが指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは産業廃棄物処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写し（A票・E票）、電子マニフェストであれば証明書を提出すること。

17. 建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守して行うこと。

18. 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、あるいは現場の納まり、取合い等により不適合が生じた場合は、速やかに QST に報告し協議すること。

19. 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更す

る等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、QST と協議し、請負業者の負担において誠実に施工すること。

20. 下請業者等

あらかじめ QST が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。また、各種下請業者についても必ず QST の承認を受けること。

21. 工事中設備

- (1) 本工事に必要な諸建物、電気、水、通信設備等の工事中設備の設置については、あらかじめ QST と打合せするものとし、すべて請負業者の負担と責任において準備すること。施工方法及び使用方法については、QST の承認を受け、工事完了後は速やかに撤去し現状復旧すること。ただし、作業員宿舍等を構内に設けることはできない。
- (2) 工事中電力は、QST が指定する支給点より取り出すこと。
- (3) 上水（飲料用）及び工業用水（施工用）は、QST が指定する支給点より取り出すこと。

22. 渉外事項

- (1) 本工事の公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年建設省経建発第1号）を遵守して行うこと。
- (2) 本工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、請負業者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- (3) 本工事施工の際は、建物、地下埋設物及び室内の器物等を毀損しないよう十分注意するとともに、万一毀損した場合は、QSTの指示に従って、同一材料にて速やかに復旧すること。

23. 安全衛生管理

- (1) 工事中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針」（最終改正平成27年国営整備第216号）を遵守して行うこと。
- (2) 工事着手に先立ち、QSTと工事の安全について十分打合せしたのち着工すること。工事現場の安全管理は、法令に従い、請負業者の責任において自主的に行うこと。
- (3) QSTの定める保安、安全上の規則、基準類に従って工事を行うこと。
- (4) 災害防止のための作業規制や現場立入規制等を行い、管理下の工事関係者に周知徹底するとともに、安全確保のために必要な施策を行い、事故の発生防止に努めること。
- (5) 請負業者は毎日の作業に先立ち必ずTBM及びKYを実施し、その内容を作業場所の見やすい位置に表示すること。
- (6) 全作業員の安全意識の高揚に努めるとともに、安全作業の習慣化や作業規則の厳守等に対する安全教育の徹底に努めること。特に末端の作業員にまで、本工事の安全衛生管理を十分に認識させ、良い意味での緊張感を持たせて作業にあたらせること。
- (7) 工事現場は、常に整理整頓を励行し、かつ、清潔に保つこと。
- (8) 危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、掘削、コア抜きはつり、解体、既設設備切替え等）を行う場合には、必ず事前にQSTと施工前打合せを実施し、想定される事象に対して適切な対策を講じること。尚、火気使用作業及び活線近接作業は事

前に届出を監督員に提出し、承認を得て作業を行うこと。

- (9) 工事現場及び周辺区域における火気の取扱いには十分注意するとともに、適切な消火設備、防災シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。使用する機器は事前に点検を実施し、異常の無いことを確認するとともに、使用中も必要に応じ適宜点検を実施すること。火災により生じた損害は、すべて請負業者の責任とする。
- (10) 火災・人身事故等が発生した場合は、QST の定める通報連絡基準に則ること。
- (11) 枠組足場を設置する場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成 21 年 4 月）による設置を行うこと。
- (12) 工事施工に際して、既設埋設物（特高、高圧埋設管路、給排水配管等）と干渉の恐れがある箇所については、QST と協議の上、必要に応じて試掘を行うこと。
- (13) 試掘を行う場合は、作業要領書を作成し、承認後作業を行うこと。また、QST における所定の申請手続きが必要となる場合は、手続きを行い、承認後作業を行うこと。
- (14) 交通法規を遵守することはもとより、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、請負業者が自主的に解決するものとし、QST は一切責任を負わない。
- (15) 請負業者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、請負業者の責任において解決しなければならない。
- (16) 請負業者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打ち合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送機関、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害防止を図らなければならない。
- (17) 事故が生じた場合は、速やかにその日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対策等を QST に報告すること。
- (18) 請負業者は、工事期間中は定期的に安全パトロールを行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (19) QST 側においても適宜安全パトロール等を実施するが、それは請負業者の安全活動の状況を確認するために行っているものであって、請負業者の行うべき安全管理、責任を免除するものではない。また、QST の指摘、指導には速やかに対応すること。
- (20) 現場事務所（設置しない場合は工事場所）には作業表示板を設置し、第三者への工事周知を行うこと。作業表示板の近傍には「工事安全看板」及び「労働災害保険番号」、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」等の表示も行うこと。又、建設業法第 3 条に掲げる、政令で定める軽微な建設工事以外の工事では「建設業の許可」の表示も合わせて行うこと。
- (21) 6.75m 以上の高所作業においては、フルハーネス型墜落制止用器具を使用すること。

24. 試験検査

- (1) 工事用資材を調達する前に製作メーカーリスト及び製作仕様を提出し、QST の承認を受けること。また、工事用資材は、監督員の検査を受け合格したものを使用すること。
- (2) 必要に応じて試験検査要領書を提出し、承認を受けること。
- (3) 試験検査の判定のために使用する測定機器及び試験装置は、必要に応じて、定められた期間ごと又はその使用前に校正及び調整されたもので、かつ、試験成績表を提出し QST

の承認を得たものを使用すること。

- (4) 関係法規、条例で定められた官公庁等の立会検査及び試験は、原則として、事前に予備検査及び試験を行うこと。
- (5) 工事施工後、外観、員数、寸法、機能等が満足していることをQSTの立会いにより確認を受けること。
- (6) 検査において不合格製品が発生した場合は識別、排除を滞りなく実施し、適切な処置を施すこと。

25. 運転要領説明

工事に含まれる施設、設備又は機器における運転方法及び取扱い方法について、QST に適切な情報を与えるとともに、運転習熟のため説明教育を行うこと。

26. 官公庁への手続き等

- (1) 請負業者は、工事の施工にあたり請負業者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出等を、法令、条例または、設計図書の定めにより、請負業者の責任において遅滞なく実施すること。ただし、これによりがたい場合は監督員の指示を受けること。
- (2) 請負業者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告すること。
- (3) QST が行う官公庁等に対する工事に必要な手続きのうち、QST から協力依頼のあるものについては協力すること。
- (4) 本仕様書に定める試験、検査の他、QST が受ける官公庁等の諸検査の協力、助勢を行うこと。

27. 保証

引渡しの日から 1 年以内に請負業者に帰すべき工事上の不具合等が発見された場合は、無償にて速やかに補修若しくは良品と交換すること。

28. 検収

QST の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁等の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

29. 提出図書

- (1) 表 1 に示す図書を遅滞なく提出すること。
- (2) 工事写真については下記の通り提出すること。
 - ①工事写真撮影箇所
 - a) 工事竣工では確認の困難な箇所
 - b) 埋設される工事で、長さ及び厚さ等明確な寸法で確認を要する箇所
 - c) 設計変更の箇所
 - d) その他、主要な工程あるいは監督員の指示する箇所
 - ②写真サイズ
 - a) 原則としてカラー写真（E 版以上）とすること。
 - b) デジカメの場合は国土交通省デジタル写真管理情報基準（有効画素数 100～300 万

画素数程度)以上の仕様とすること。

③装丁

- a) 写真は撮影個所等を表示するとともに、表紙に工事名称等を明記したアルバムを提出すること。
- b) デジカメの場合は、A4 光沢紙に印刷し、A4 キングファイル等に収めて提出すること。

30. 放射線管理

管理区域内においては以下の注意事項を、厳守し作業を行うこと。

- (1) 請負者は、本作業期間中、心身ともに健康で身体に外傷の無い作業員に従事させること。また、作業員は放射線管理区域内での作業経験を有するか、若しくは事前に十分な教育を受けた者とする。
- (2) 本作業を開始する前に、請負者側の作業員は、QSTが行う保安教育を受けること。ただし、放射線に関する知識は、請負者側で教育すること。
- (3) 管理区域に立入、かつ作業を行う者は、放射線管理上、放射線業務従事者の指定を受けた者とする。ただし、一時的に見学等で、管理区域に立ち入るものを除く。
- (4) 放射線管理作業（放射線測定、管理台帳記入）は、QSTの担当者が実施する。

31. 外国籍者の入構

外国籍の者の入構、また、日本国籍の非居住者の入構がある場合には、入構する2週間前までにQST 監督員に外国人来訪者票を提出すること。

32. その他

- (1) 請負業者は、竣工検査に合格し、QST への引渡しが完了するまでは、その工事目的物を管理すること。また、QST がその工事目的物に他の工事を行うときは協力すること。
- (2) 本工事に使用する材料を搬入するときは、QST が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うこと。
- (3) 構内で作業するときは、その構内における諸規則を遵守すること。
- (4) QST が行う別途工事とのトラブルがないよう、連絡を密に取り、工事全体の円滑な推進に努めること。
- (5) 作業時間は原則として、午前9時00分から午後5時30分までとする。
現場作業における休工日は、原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇とする。
ただし、休日施工が必要となった場合は、事前に監督員に実施理由を説明し、承認を得ること。

表 1 提出図書

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔着工時関係書類〕				
工事請負契約書	※	※	契約後 14 日以内	契約課の指示による。
工事内訳書	※	※	〃	契約課の指示による。
約定工程表	3	1	〃	
工事着工届	3	1	〃	
主任（監理）技術者届	3	1	〃	
現場代理人届	3	1	〃	監理技術者との兼務可
マスター工程表	3	1	〃	
下請業者届	1	1	その都度	4 枚綴り
設計図集	1	—	契約後 21 日以内	簡易製本
その他	※	※	その都度	QST の指示するもの
〔工事中関係書類〕				
実施工程表	3	1	その都度	月間工程表、週間工程表等
安全計画書	3	1	契約後速やかに	緊急連絡体制表(緊急時／地震時)含む
施工計画書・要領書	3	1	施工 7 日前	
施工図	3	1	〃	
工事日報	1	—	毎日	現場作業がある場合
試験・検査申請書	2	1	検査 3 日前	工事立会検査は 7 日前
試験・検査報告書	2	1	検査後 7 日以内	
施工体制台帳・施工体系図	1	—	その都度	
構内関係規則書類	※	※	〃	
その他	※	※	〃	QST の指示するもの
〔竣工時関係書類〕				
竣工届・請求書・完了届	1	1	竣工日	
竣工内訳書	2	—	〃	
竣工原図（CD）	1	—	〃	CAD データ
竣工図集	3	—	〃	金文字黒表紙 2・簡易製本 1
工事写真（竣工写真含む）	2	—	〃	データ共
付属品・予備品明細書	2	—	〃	
取扱説明書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
保証書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
マニフェスト伝票写し	1	—	竣工後速やかに	A、E 票
その他	※	※	その都度	QST の指示するもの

(※：QST の指示する部数)

Ⅱ. 特記事項

1. 躯体コンクリートは、乾燥比重試験を行う。
試験方法は、JASS 5N T-601 若しくは T-602 とする。
2. 放射線管理区域のため、コンクリート打設時はノロの処理、取扱いに注意し、鋼製型枠内へノロが浸入しないよう鋼製型枠と既存コンクリートの取合い部はシーリング等で固着、密封する。
3. 取合いシーリング（床と遮蔽壁）は変成シリコーン（MS）とする。
4. 施工にあたっては、有害な振動の防止に努め、粉塵、塵埃等の飛散、拡散の恐れがある場合には、隔離等の養生の措置を行う。

以 上

X 2壁計測ケ－ブル用遮蔽壁設置工事

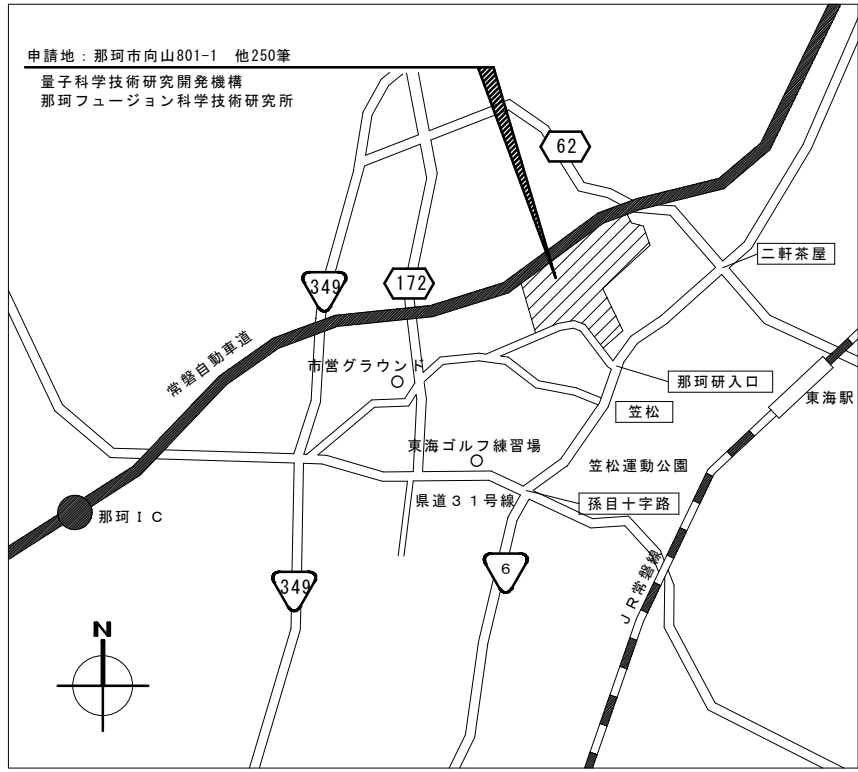
図 面 リ ス ト		
N O	図 面 名 称	縮 尺
0 0	図面リスト	
0 1	付近見取図・全体配置図	1 : 6,000
0 2	JT-60実験棟【改修後】1階平面図・仮設計計画図	1 : 400
0 3	X2壁造機 詳細図	1 : 50
0 4	あと施工アンカー位置図（平面図）	1 : 30
0 5	あと施工アンカー位置図（立面図）・配筋図	1 : 30
0 6	鋼製型枠 平面詳細図	1 : 20、100
0 7	鋼製型枠 ①②構面詳細図	1 : 20、100
0 8	鋼製型枠 ③④構面詳細図	1 : 20、100
0 9	鋼製型枠 ⑤⑥構面詳細図	1 : 20、100
1 0	鋼製型枠 ⑦構面詳細図	1 : 20、100

令和7年6月

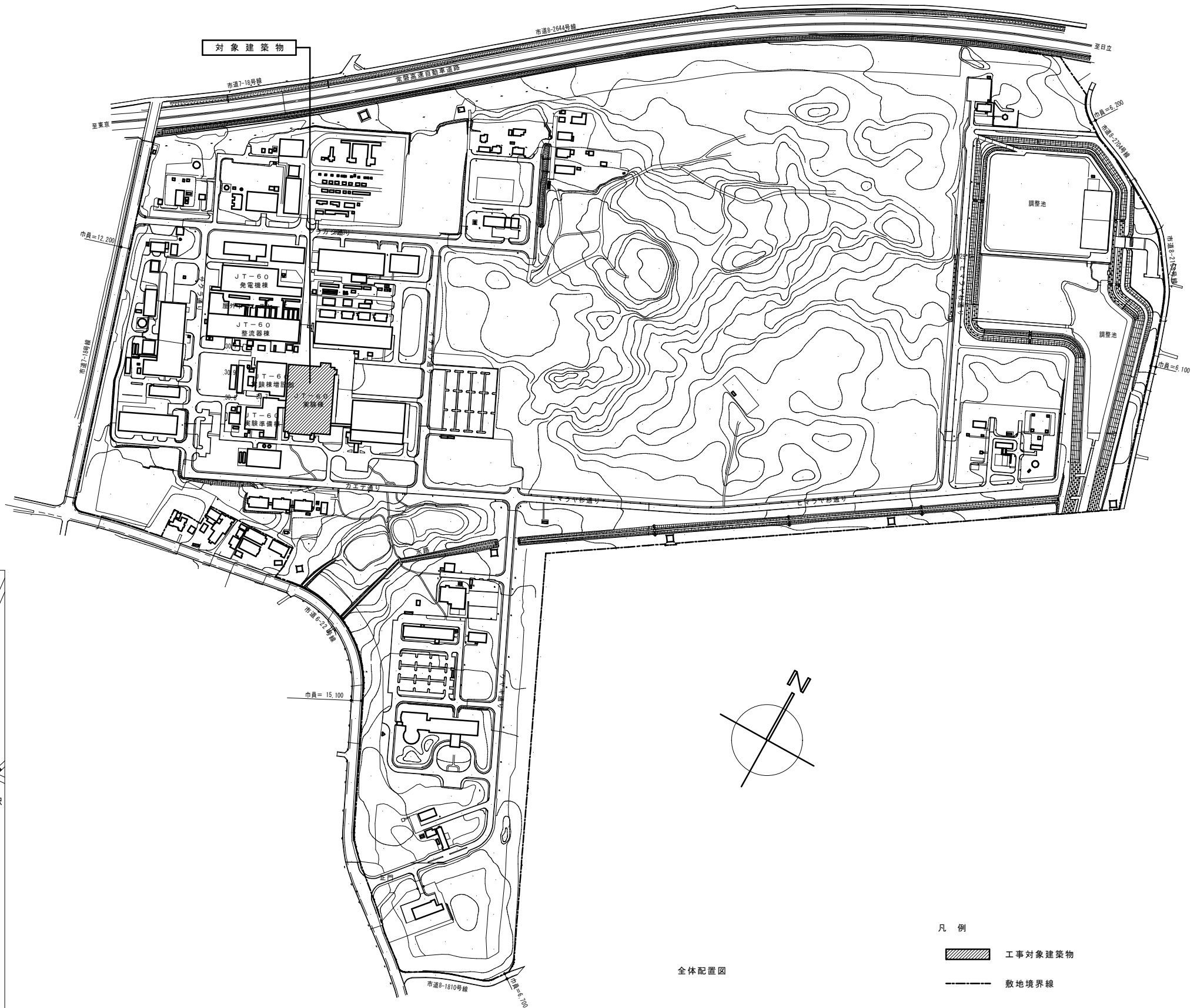
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 那珂フュージョン科学技術研究所

課長	係長	担当

訂 正 等	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構					業 界			産 業			工事名称 X2壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事			日付		
	相模フュージョン科学研究所																
	主任工事監督員		主任工事監督員代理		工事監督員		副工事監督員										
								作 成					縮尺 1 / -		図面番号 00		
													図面名称 図面リスト				



付近見取図 NO SCALE

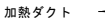


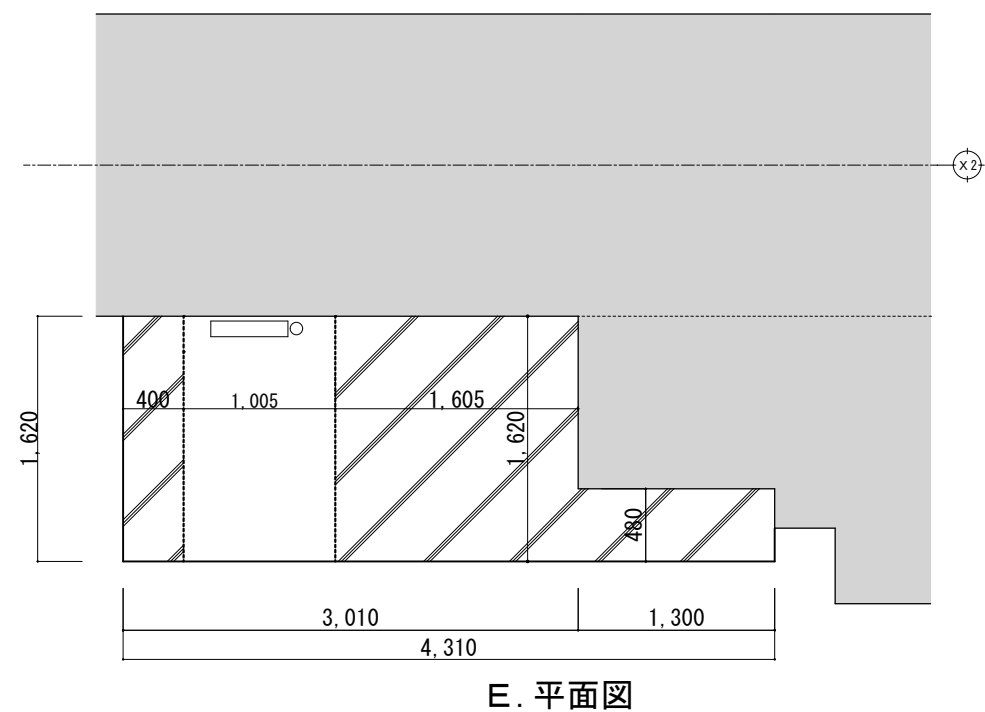
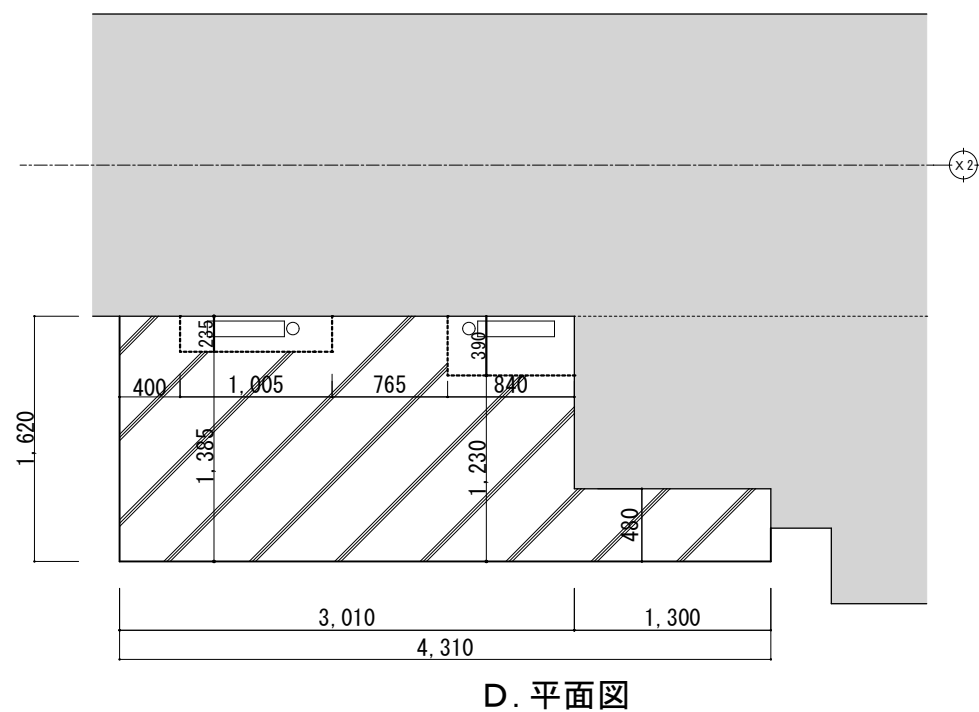
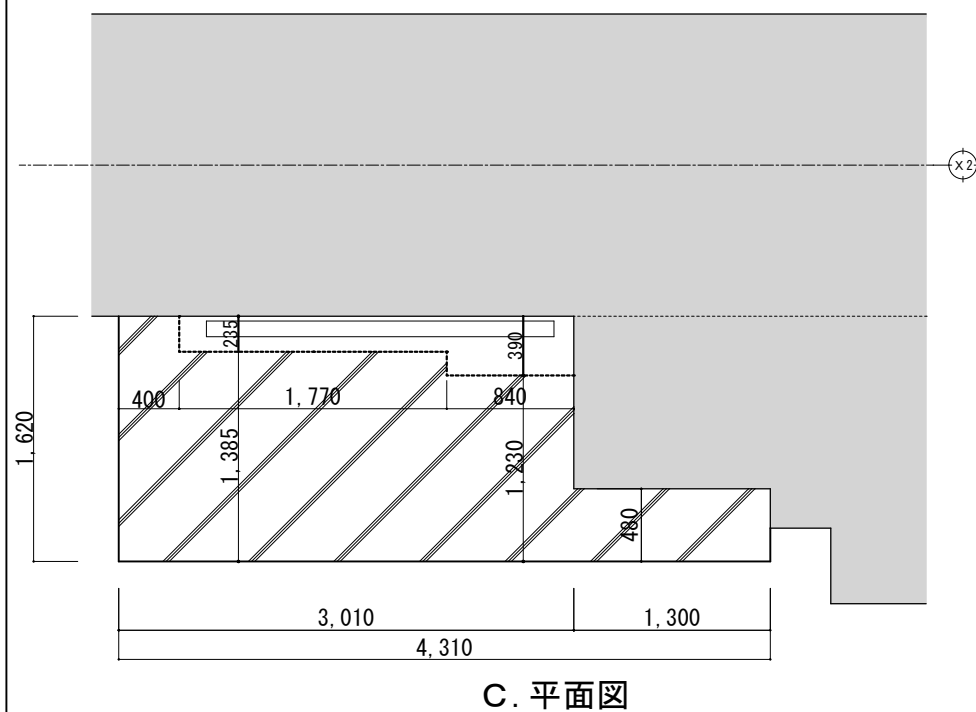
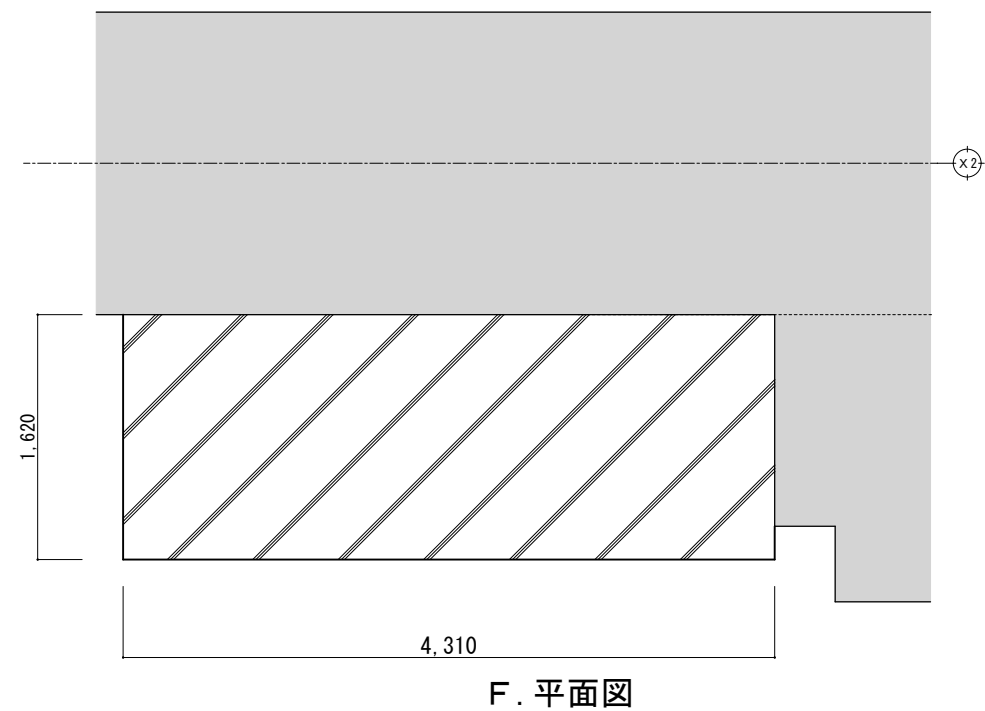
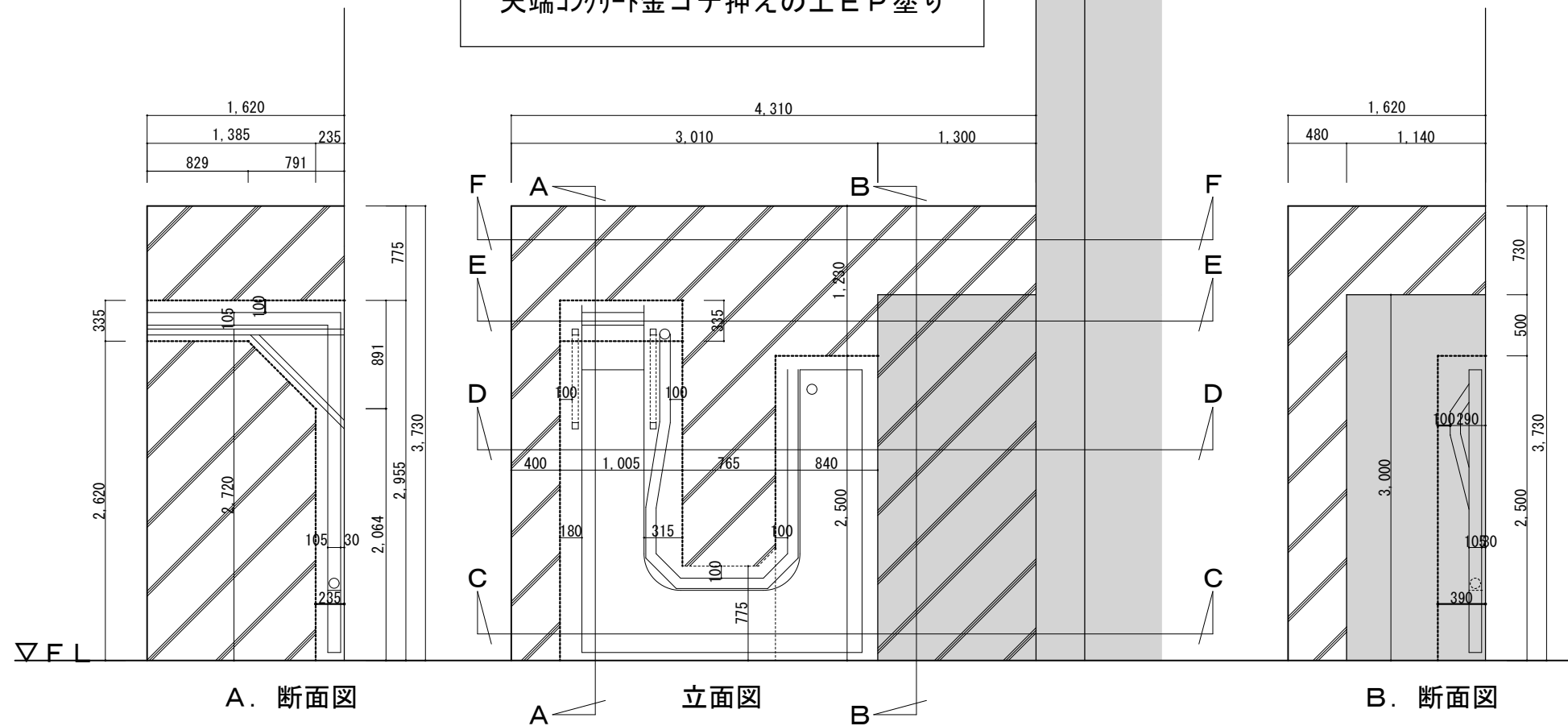
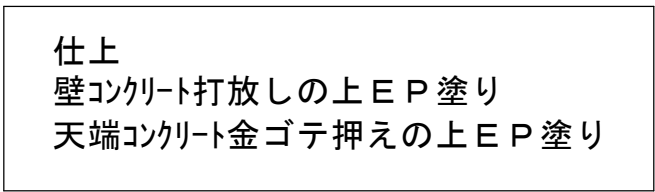
全体配置図

凡 例

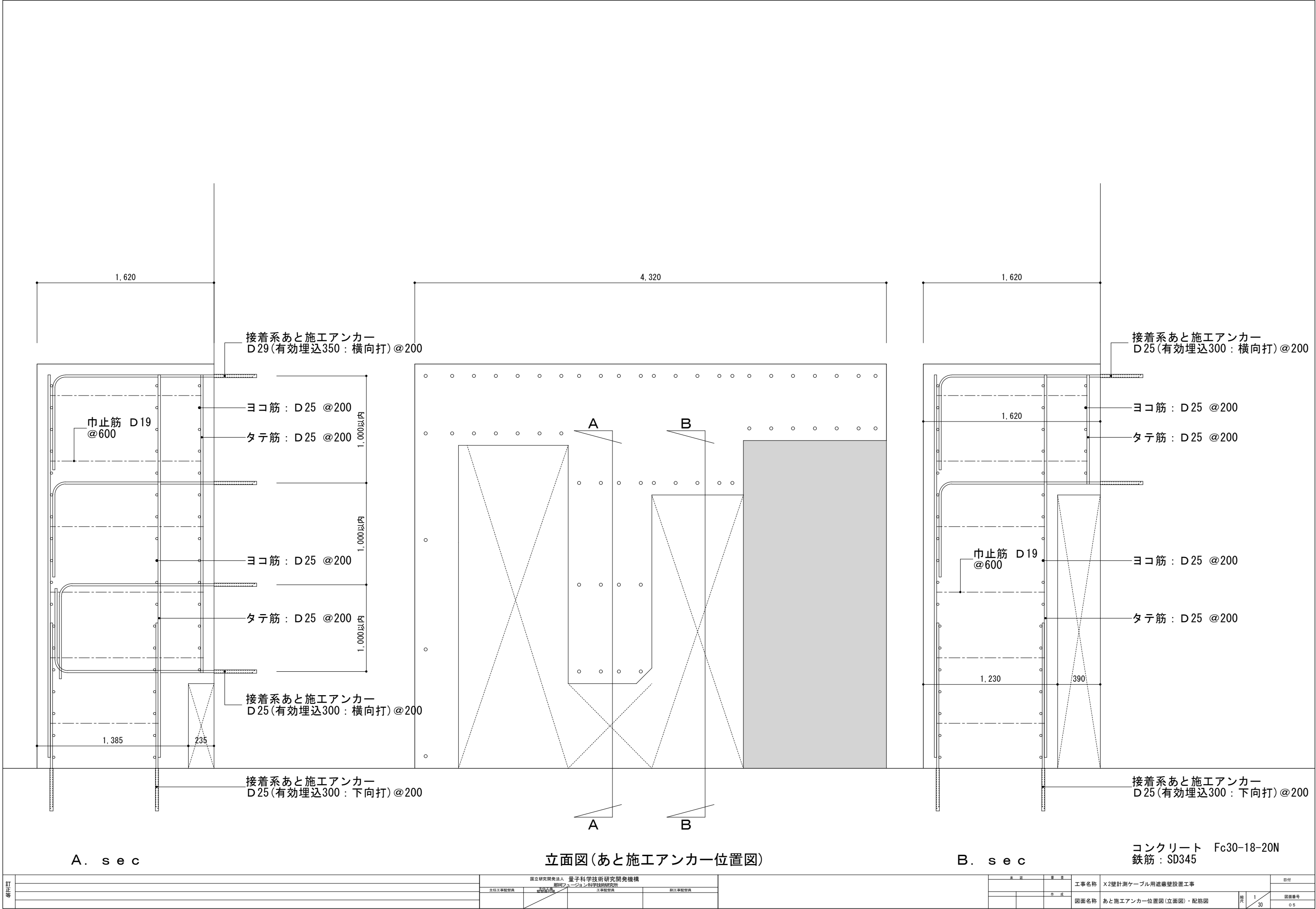
- 工事対象建築物
- 敷地境界線

訂正等	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構				図面番号		日付				
	那珂フュージョン科学技術研究所				01						
	主任工事監理員				1/5000						
	工事監理員										
図面名称					付近見取図・全体配置図		図面番号				
工事名称					X2壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事						

[illegible]



訂正等	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構				図 表		要 素		工 事 名		X2壁計測ケーブル用遮蔽設置工事		日付	
	量子科学技術研究所				主 任 工 事 監 督 員		副 工 事 監 督 員		作 成		図面番号		03	
									図面名称		X2壁遮蔽 詳細図		1/50	



A. sec

立面図(あと施工アンカー位置図)

B. sec

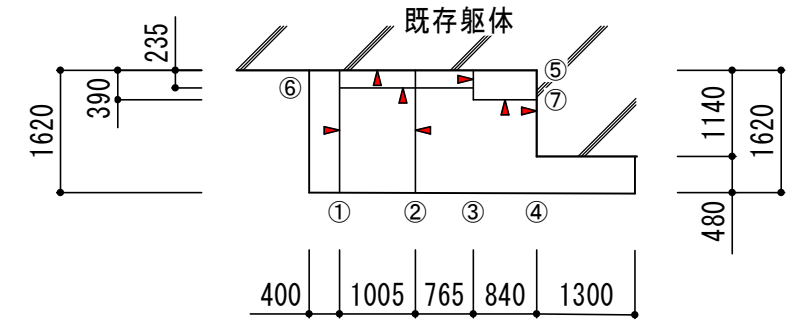
コンクリート Fc30-18-20N
鉄筋: SD345

訂正等	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構				承認		審査		日付	
	理研フュージョン科学技術研究所				工事名称		X2壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事		図面番号	
	主任工事監修員				主任工事監修員		作成		図面番号	
	工事監修員				主任工事監修員		図面名称		図面番号	
							あと施工アンカー位置図(立面図)・配筋図		05	

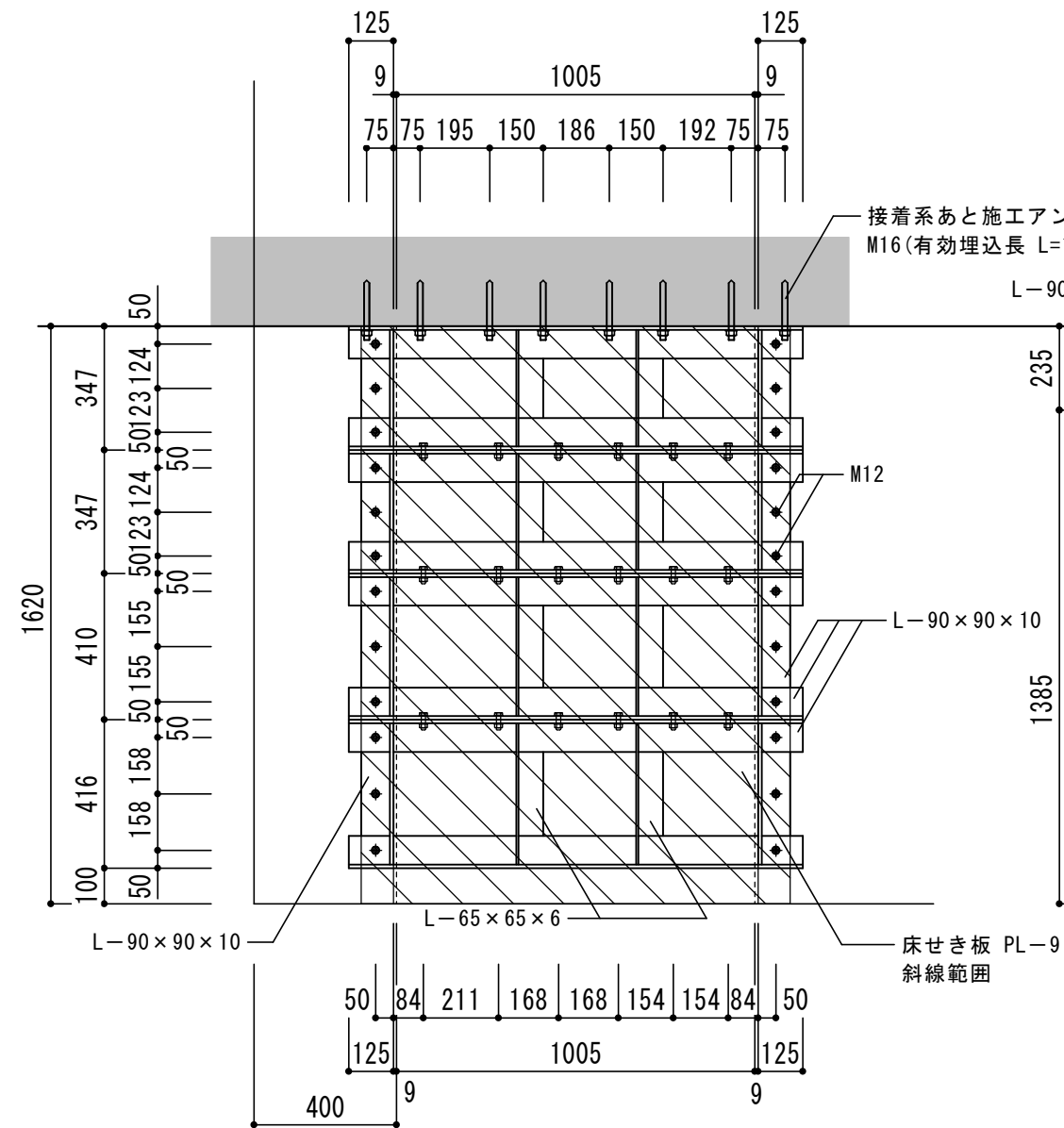
共通事項

1. 型枠のせき板は、PL-9(SS400) とする。

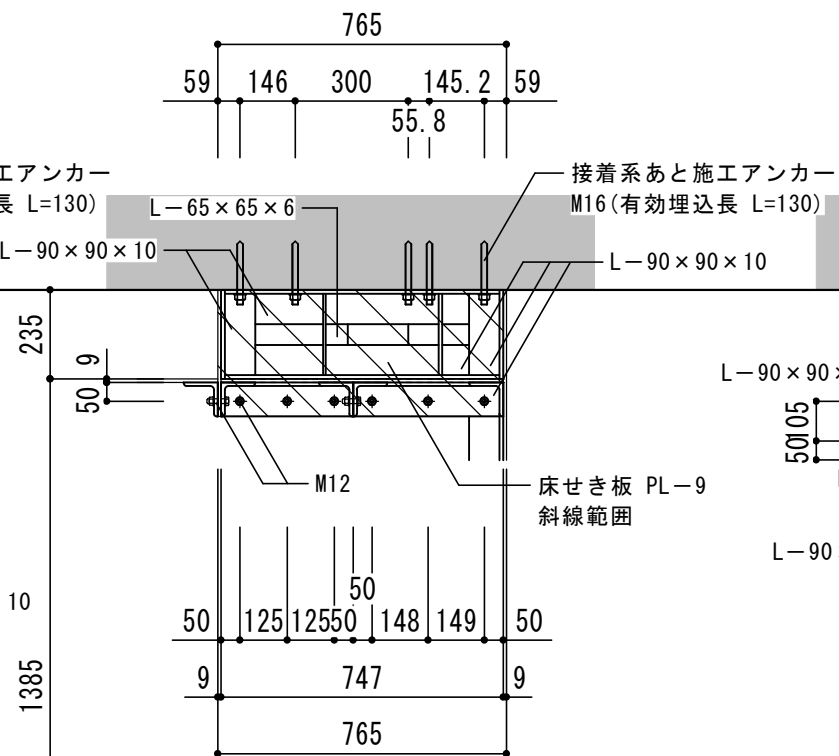
矢視方向



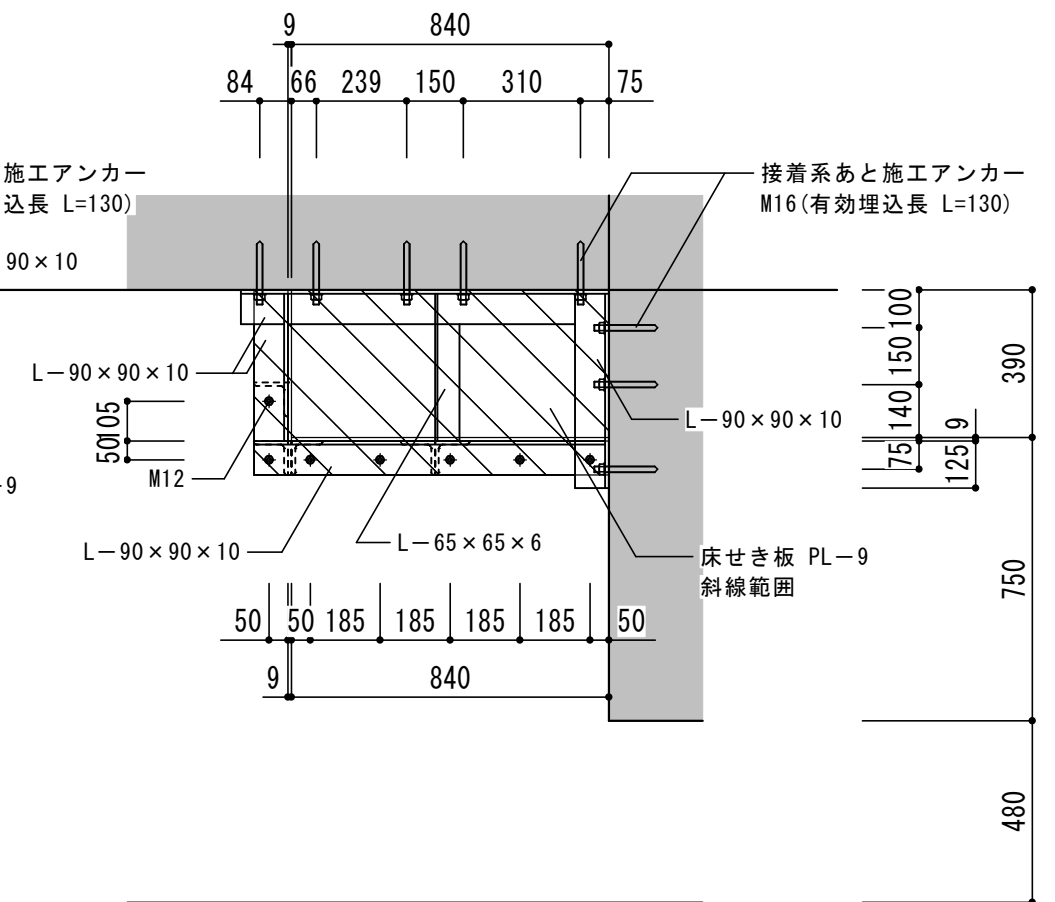
第4分割位置平面図 1:20



第1分割位置平面図 1:20



第3分割位置平面図 1:20



1. 型枠のせき板は、PL-9(SS400)とする。
2. 壁のセパレーター $\phi 8.2$ 使用、鉛直間隔は 900、水平間隔は 900 以下とする。

接着系あと施工アンカー
M16 (有効埋込長 L=130)

L-90 x 90 x 10

M12

175 175

70

235

50

45°

165 165

225

50

接着系あと施工アンカー
M16 (有効埋込長 L=130)

L-75 x 75 x 6

壁せき板 PL-9
斜線範囲

L-90 x 90 x 9

M12

9 90

接着系あと施工アンカー
M16 (有効埋込長 L=130)

50 244 165 160

235 1385 1620

Technical drawing of a building foundation cross-section, showing dimensions and structural details. The drawing includes a grid of dimensions and labels for various components.

Dimensions (mm):

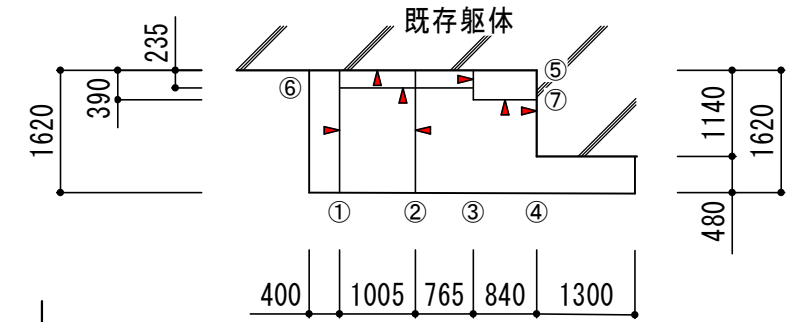
- Horizontal Dimensions (Top):** 100, 416, 410, 347, 347, 400, 1005, 765, 640, 1500.
- Horizontal Dimensions (Bottom):** 160, 165, 59, 1385, 235, 1620.
- Vertical Dimensions (Left):** 100, 158, 158, 50, 155, 155, 50, 123, 124, 50, 123, 124, 50, 59, 65, 170, 170, 170, 185, 50, 290, 250, 250, 200, 200, 200, 200, 191, 59, 200, 200, 200, 125.
- Vertical Dimensions (Right):** 775, 455, 825, 3730, 900, 775, 427.5, 347.5, 487.5, 150, 150, 150, 150, 150, 150, 160, 160, 177, 178, 75, 150, 150, 80, 59.

Labels and Components:

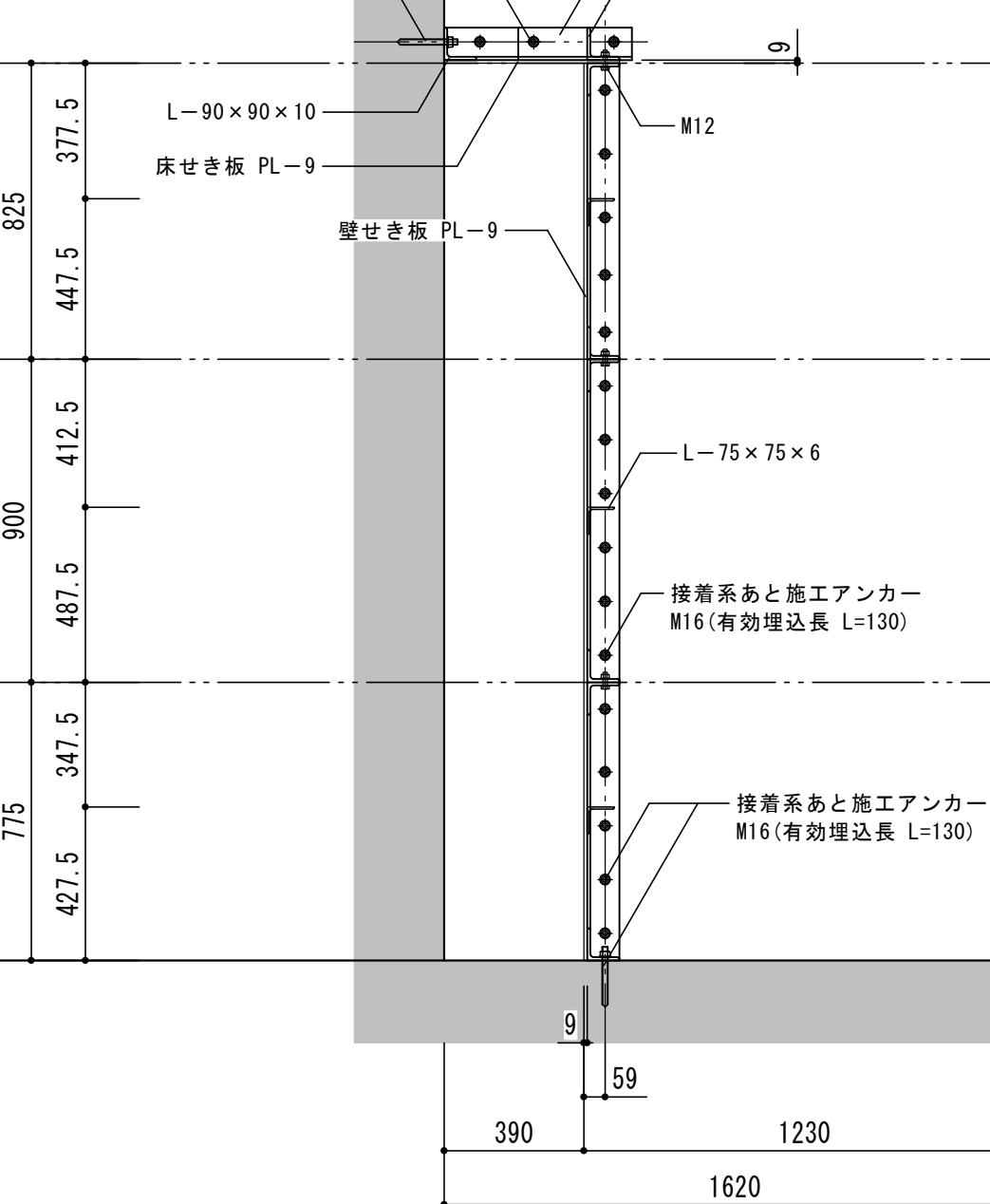
- 床せき板 PL-9 (Bed plate PL-9)
- M12 (Reinforcement bar)
- L-90×90×10 (Angle iron)
- L-75×75×6 (Angle iron)
- 70 (Dimension)
- 175 (Dimension)
- 165 (Dimension)
- 50 (Dimension)
- 235 (Dimension)
- 225 (Dimension)
- 50 (Dimension)
- 接着系あと施工アンカー M16 (有効埋込長 L=130) (Post-tensioning anchor M16 (effective embedment length L=130))
- 壁せき板 PL-9 (Wall plate PL-9)
- 斜線範囲 (Hatched area)
- 床せき板 PL-9 (Bed plate PL-9)
- 壁せき板 PL-9 (Wall plate PL-9)

訂 正 等					国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 超時間フュージョン科学技術研究所				受 注 者 名		工 事 名 称		X2壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事		日付			
					主任工事監修員		主任設計者											
					工事監修員													
									発 注 者 名		図 面 名 称		鋼製型枠 ①②構面詳細		縮尺 1/20.100		図面番号 07	

1. 型枠のせき板は、PL-9(SS400)とする。
2. 壁のセパレーター $\phi 8.2$ 使用、鉛直間隔は 900、水平間隔は 900 以下とする。



④構面

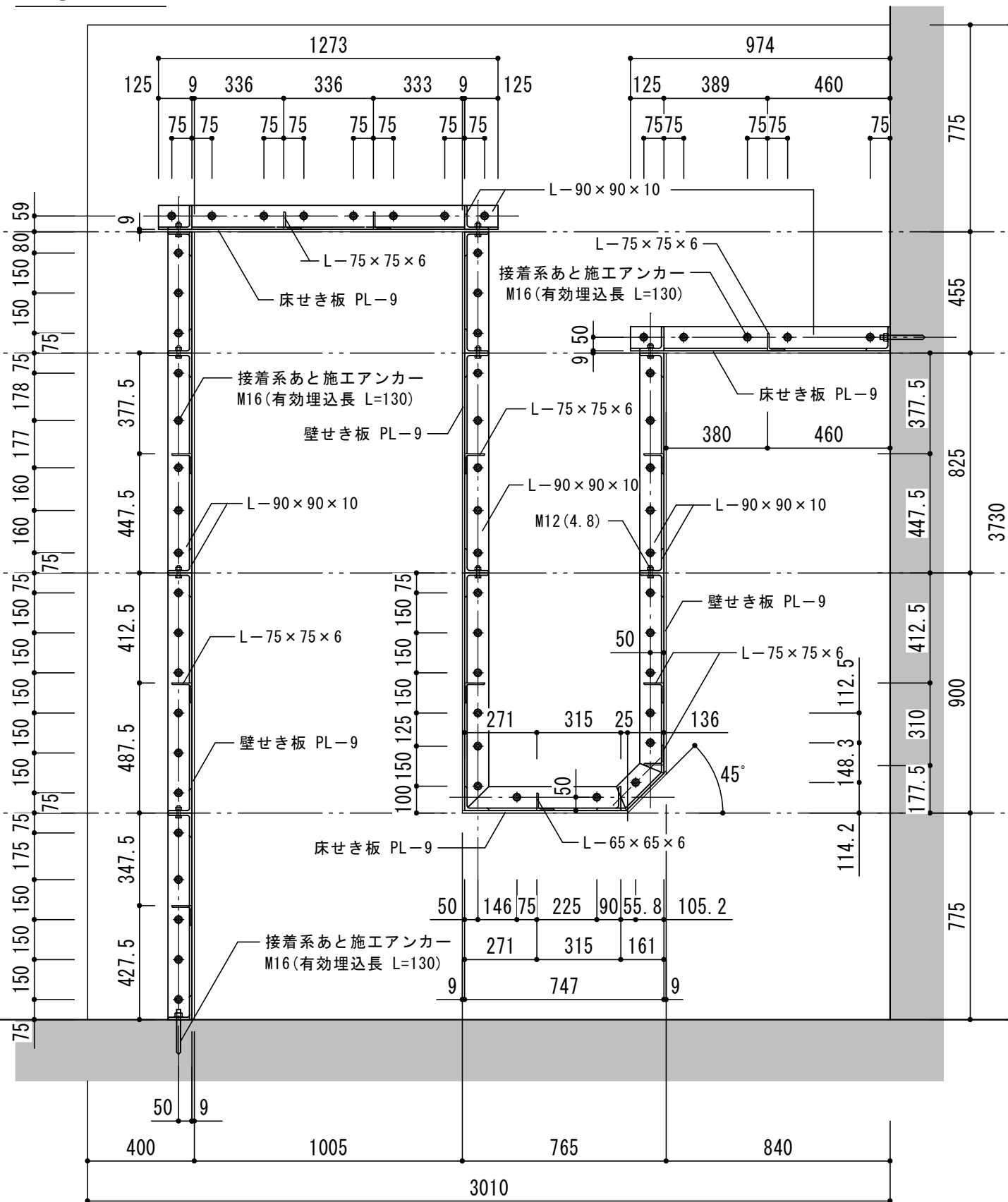


訂 正 等		国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構						業 種		管 業	日付	
		超時フュージョン科学研究所										
		主任工事監修員	主任設計者	工事監修員	副工事監修員			工事名称		X2壁計測ケーブル用遮蔽壁設置工事		
								図面名称		鋼製型枠 ③④構面詳細	縮尺 1/20.100	図面番号 08

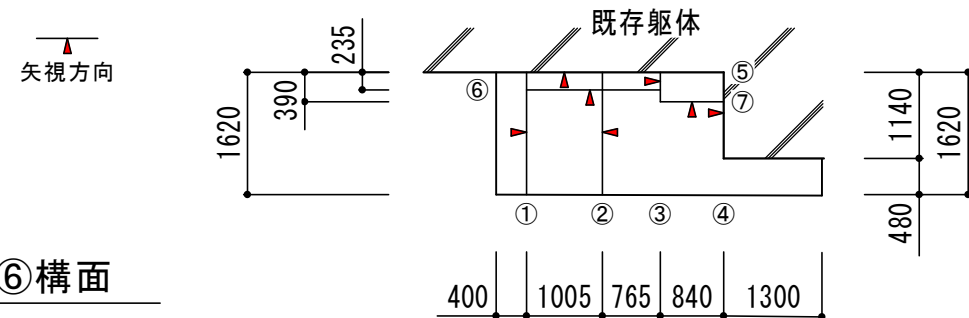
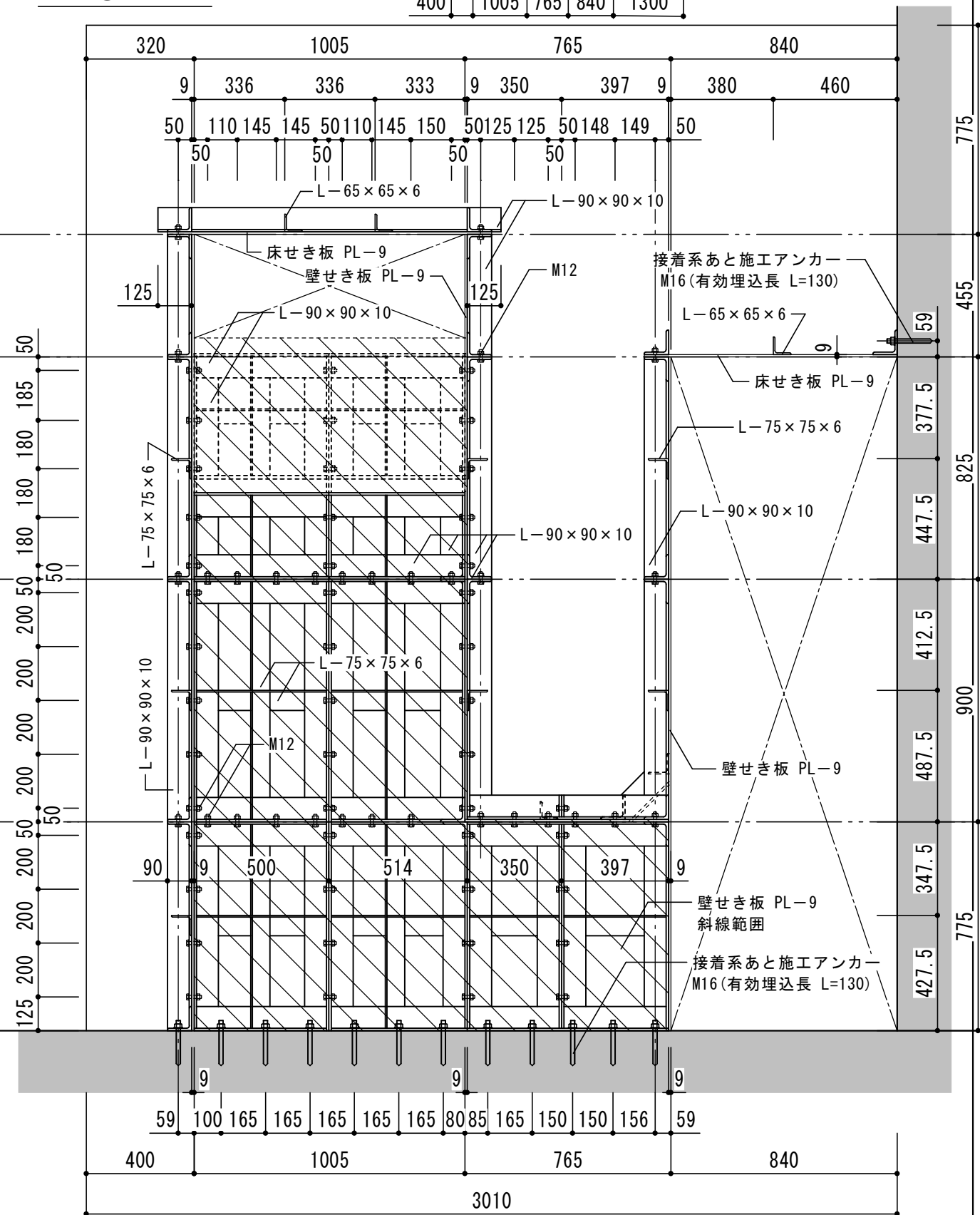
共通事項

- 型枠のせき板は、PL-9(SS400) とする。
- 壁のセパレーター φ8.2使用、鉛直間隔は 900、水平間隔は 900 以下とする。

⑤構面



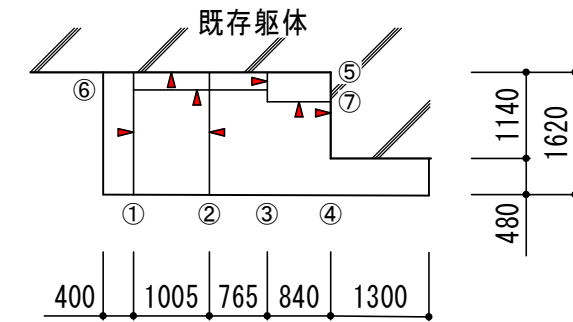
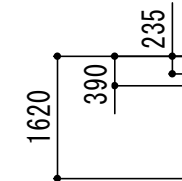
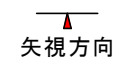
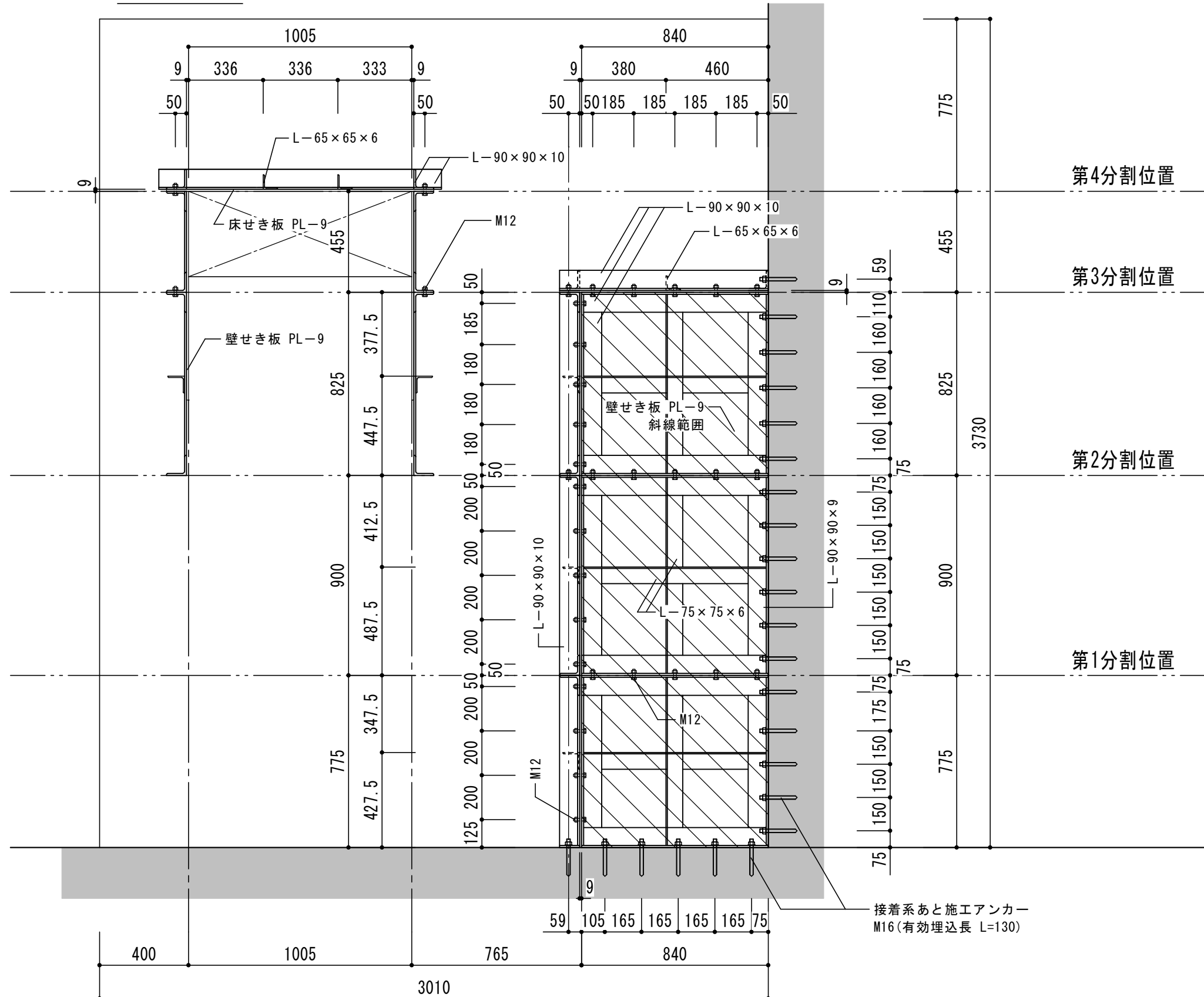
⑥構面



共通事項

1. 型枠のせき板は、PL-9(SS400)とする。
2. 壁のセパレーター $\phi 8.2$ 使用、鉛直間隔は 900、水平間隔は 900 以下とする。

⑦構面



第4分割位置

第3分割位置

第2分割位置

第1分割位置

— 接着系あと施工アンカー
M16(有効埋込長 L=130)

訂 正 等	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 超時間フュージョン科学技術研究所				東京		番号		工事名称		X2計測ケーブル用遮壁設置工事		日付			
	主任工事監修員		主任工事監修員		工事監修員		新江事務監修員									
							合成		図面名称		鋼製型枠 ⑦構面詳細		縮尺	1/200	図面番号	1.0